教育委員会定例会資料 令和８年３月 25 日 総合教育センター

教科用図書採択地区及び名称の変更について

1	変更前の 採択地区	八戸地区（八戸市の単独採択、名称も八戸地区）
2	変更後の 採択地区	八戸市と三戸郡を統合し、「三八地区」となる。
3	変更理由	三戸郡より、これまで三戸地区として単独で教科用図書の採択業務を行ってきたが、今後、採択業務を行うための必要な人員確保が非常に厳しく、八戸市と三戸郡の採択地区を統合してほしいと依頼を受けたため。
4	変 更 日	令和８年３月４日（水）

5　経緯について

（1）令和７年 12 月 1 日（月）

「教科用図書採択地区変更に関する意見について」青森県教育委員会より受領。

（2）令和７年 12 月 24 日（水）

議案第 38 号として「教科用図書採択地区変更に関する意見について」を同意。

（3）令和８年 2 月 25 日（水）

青森県教育委員会第３３７回臨時会にて教科用図書採択地区及び名称の変更について承認。

（4）令和８年 3 月 4 日（水）

「教科用図書採択地区及び名称の変更ついて（通知）」青森県教育委員会より受領。

（5）令和８年 3 月 11 日（水）

「青森県報」に告示内容を掲載。

（6）令和８年 3 月中

青森県教育委員会が、採択地区及び名称の変更について文部科学省へ報告。

【回付】
教科書事務担当者に回付願います。

青教育第１９４４号
令和８年３月４日

各市町村教育委員会教育長
各　教　育　事　務　所　長　殿

学校教育課長
（公印省略）

教科用図書採択地区及び名称の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

記

［変更前］

採択地区及び名称　……
- 八戸地区（八戸市）
- 三戸地区（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）

［変更後］

採択地区及び名称　……　三八地区（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）

【担当】
小中学校指導グループ
主任指導主事　松　倉　良　子
TEL 017-734-9895
E-mail　ryoko_matsukura@pref.aomori.lg.jp

青森県報

号外第十四号

令和八年三月十一日（水曜日）

目　次

出先機関

○道路の位置の指定……（上北県土整備事務所）…一

教育委員会

○教科用図書採択地区に係る告示の一部改正……（学校教育課）…一

公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……（警務課）…一

出先機関

青森県上北県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、青森県上北県土整備事務所及び上北郡おいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月十一日

青森県上北県土整備事務所長　常　田　　明

位置	延長	幅員	指定年月日
上北郡おいらせ町緑ヶ丘六丁目五〇の二〇四六	六五・一二メートル	六・〇〇メートル	令和八・三・一一

教育委員会

青森県教育委員会告示第一号

昭和四十七年十一月十四日青森県教育委員会告示第五号（教科用図書採択地区）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十一日

青森県教育委員会

表中

「

八戸地区	八戸市
三戸地区	三戸郡

」を

「

三八地区	八戸市、三戸郡

」に改める。

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十一日

青森県公安委員会委員長　横　町　俊　明

青森県公安委員会規則第二号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）

所轄警察署	名称	位置
青森警察署	浜館警察官駐在所	青森市浜館一丁目五番地四十六
	荒川警察官駐在所	青森市大字荒川字柴田百六十番地三
	高田警察官駐在所	青森市大字高田字川瀬百二十四番地二
	後潟警察官駐在所	青森市大字六枚橋字磯打二十五番地
	戸山警察官駐在所	青森市蛍沢三丁目十二番地十八号
	浅虫警察官駐在所	青森市大字浅虫字山下三百五番地九
	油川警察官駐在所	青森市大字羽白字沢田十七番地一
	東部警察官駐在所	青森市大字平新田字池上十一番地百二十二
[略]		
弘前警察署	石川警察官駐在所	弘前市大字石川字石川三十一番地十二
	桜ケ丘警察官駐在所	弘前市大字桜ケ丘四丁目一番地六
	相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一
	藤代警察官駐在所	弘前市大字石渡三丁目七番地五
	新和警察	弘前市大字種市

改正前

別表第二（第二条関係）（警察官駐在所の名称及び位置）

所轄警察署	名称	位置
青森警察署	浜館警察官駐在所	青森市浜館一丁目五番地四十六
	荒川警察官駐在所	青森市大字荒川字柴田百六十番地三
	高田警察官駐在所	青森市大字高田字川瀬百二十四番地二
	後潟警察官駐在所	青森市大字六枚橋字磯打二十五番地
	戸山警察官駐在所	青森市蛍沢三丁目十二番地十八号
	浅虫警察官駐在所	青森市大字浅虫字山下三百五番地九
	油川警察官駐在所	青森市大字羽白字沢田十七番地一
	東部警察官駐在所	青森市大字平新田字池上十一番地百二十二
	山口警察官駐在所	東津軽郡平内町大字山口字後田四番地二
	清水川警察官駐在所	東津軽郡平内町大字清水川字道巣十八番地二十二
[同上]		
弘前警察署	石川警察官駐在所	弘前市大字石川字石川三十一番地十二
	桜ケ丘警察官駐在所	弘前市大字桜ケ丘四丁目一番地六
	相馬警察官駐在所	弘前市大字五所字野沢四十七番地一
	藤代警察官駐在所	弘前市大字石渡三丁目七番地五
	新和警察	弘前市大字種市

官駐在所	字小島六十七番地
岩木警察官駐在所	弘前市大字五代字早稲田五百八番地四十一
高杉警察官駐在所	弘前市大字高杉字阿部野四百二十九番地
裾野警察官駐在所	弘前市大字大森字勝山四十八番地二
宮園警察官駐在所	弘前市大字青山二丁目一番地四
藤崎警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目二番地十
常盤警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一番地二十
沿川警察官駐在所	北津軽郡板柳町大字夕顔関字若松八十七番地三
西目屋警察官駐在所	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二百四十七番

官駐在所	字小島六十七番地
岩木警察官駐在所	弘前市大字五代字早稲田五百八番地四十一
船沢警察官駐在所	弘前市大字折笠字法立堂三番地一
高杉警察官駐在所	弘前市大字高杉字阿部野四百二十九番地
裾野警察官駐在所	弘前市大字大森字勝山四十八番地二
城西警察官駐在所	弘前市大字城西三丁目十六番地六
宮園警察官駐在所	弘前市大字青山二丁目一番地四
藤崎警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大字西豊田二丁目二番地十
常盤警察官駐在所	南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一番地二十
沿川警察官駐在所	北津軽郡板柳町大字夕顔関字若松八十七番地三
西目屋警察官駐在所	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二百四十七番

［略］	地六
［同上］	地六

備考　表中の［　］の記載及び傍線は注記である。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県
（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十一円七十銭